


**第3部 第7期障害福祉計画・
第3期障害児福祉計画**



第1章 計画の方向性

1. 計画の目的

第7期加東市障害福祉計画及び第3期加東市障害児福祉計画は、国の基本指針に即して、障害者（児）の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末及び令和11年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児相談支援）を適切に提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的として策定するものです。

2. 計画の基本方針

（1）障害のある人の権利の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別や程度に関わらず、障害のある人が自ら居住場所や受ける障害福祉サービス・支援を選択・決定できるように権利擁護を図っていきます。

また、成年後見支援センターを設置し、知的障害や精神障害により意思決定が困難な人への支援体制を整備します。

（2）地域生活移行や就労支援等の課題への対応

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を充実するとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、地域におけるサービス提供体制の拠点づくりを進めます。

（3）本人らしく生活できる地域づくり

基幹相談支援事業を開始し、障害者の高齢化や障害の重度化、「親亡き後」を見据えた支援体制の整備等の必要性を踏まえ、障害のある人やその家族が安心して地域で生活できる体制づくりを進めます。

また、地域生活を総合的に支援する機能を有する地域生活支援拠点*の整備に取り組みます。

（4）アクセシビリティの向上

障害等により、自らの意思を伝えることが難しい人や、情報を得ることが難しい人に対し、障害特性に応じた情報保障に努め、障害のある人が多様なレジャーや文化活動等を楽しむことができる環境整備を進めます。

(5) 障害児のすこやかな育成のための発達支援

障害の種別や程度にかかわらず、障害児及びその家族に対し、早期の段階から相談しやすい体制を整えとともに、身近な施設で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図り、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援の関係機関が連携を図り、切れ目ない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(6) 障害福祉に関わる人材の確保と育成

安定的な障害福祉サービスや障害福祉に関する事業を実施していくために、サービスの提供体制の確保とそれを担う人材の確保や専門性を高めるための研修の実施、また、他職種間の連携の体制づくりを進めます。

第2章 成果目標と数値目標

国の基本指針に基づき、前期計画の実績を踏まえて、令和8年度末及び令和11年度末の成果目標及び数値目標を定め、各年度における進捗状況を評価することで、計画の推進と進展を図ります。

1. 成果目標・活動指標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【第6期計画での達成状況】

項目	成果目標	実績値		
	令和5年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末 (見込み)
福祉施設から地域生活への移行者数	4人	3人	3人	3人
令和元年度末時点からの移行割合	3.7%	5.5%	5.5%	5.5%
福祉施設の入所者数	52人	50人	57人	55人
令和元年度末時点からの削減割合	3.7%	7.4%	-5.6%	-1.9%

※福祉施設から地域生活への移行者について、令和元年度末の基準値からの累計

※施設入所者数について、令和元年度末の基準値は 54人 となっています。

【国の基本指針】

令和4年度末時点の施設入所者のうち、グループホームや一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活への移行者の目標値を設定することとしています。なお、具体的な目標値の設定については、以下の2点を基本とするものとしています。

地域移行者数	令和8年度末までに、令和4年度末施設入所者数の6%以上
施設入所者数	令和8年度末までに、令和4年度末の5%以上削減

【第7期計画での成果目標】

令和8年度末の成果目標については、国の基本指針を参考に設定し、令和11年度末の成果目標については、令和8年度末までの割合が継続するものとして設定しました。

項目	成果目標	
	令和8年度末	令和11年度末
福祉施設から地域生活への移行者数	4人	8人
令和4年度末時点からの移行割合	7.0%	14.0%
福祉施設の入所者数	54人	52人
令和4年度末時点からの削減割合	5.3%	8.8%

※福祉施設から地域生活への移行者について、令和4年度末の基準値からの累計

※施設入所者数について、令和4年度末の基準値は 57人 となっています。

目標実現に向けた取組

- 入所施設や相談支援事業所との連携を強化し、住宅の確保、地域生活の準備、福祉サービスの見学・体験のための外出支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談・支援を行います。
- 日中サービス支援型共同生活援助など、重度化・高齢化に対応したグループホームを充実させることにより、障害者が安心して暮らすことができる住まいの場を提供できるサービス供給体制を確保するとともに、地域での生活を体験できるグループホーム体験入居を利用し、地域移行を推進します。
- 施設入所者の地域移行を進めるための基盤を整備することを基本としつつ、一定程度施設入所の需要があることにも配慮しながら、地域生活への移行の取組を進めていきます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第6期計画での達成状況】

項目	活動指標	実績値		
	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	1回	1回	1回

【国の基本指針】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために、精神障害者の支援に関する協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定することとしています。

【第7期計画での活動指標】

国の基本指針どおりに設定しました。

項目	活動指標	
	令和8年度	令和11年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回

目標実現に向けた取組

- 医療機関や関係機関との連携を図りながら、保健・医療サービスの情報提供や、必要な障害福祉サービスの利用を通じて地域移行支援を進めます。

(3) 地域生活支援の充実

【第6期計画での達成状況】

項目	成果目標 活動指標	実績値		
	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域生活支援拠点の設置か所数	1か所	0か所	0か所	0か所
機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討の実施回数	1回	0回	0回	0回

【国の基本指針】

令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することや、令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとしています。

【第7期計画での成果目標及び活動指標】

国の基本指針どおりに設定しました。

地域生活支援拠点等	成果目標/活動指標	
項目	令和8年度	令和11年度
地域生活支援拠点の設置か所数	1か所	1か所
機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討の実施回数	1回	1回
コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	有	有

強度行動障害を有する 障害者の支援体制の充実	成果目標	
項目	令和8年度	令和11年度
支援ニーズの把握	無	有
地域の関係機関が連携した支援体制の整備	無	有

目標実現に向けた取組

○障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者が地域で自立した生活を行うには、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会や専門の人材の確保）を確保する必要があり、その体制整備に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【第6期計画での達成状況】

項目	成果目標	実績値		
	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
福祉施設から一般就労への移行者数	7人	8人	2人	2人
令和元年度実績(5人)との比較	1.4倍	1.6倍	0.4倍	0.4倍
うち、就労移行支援	1人	2人	0人	1人
実績(0人)との比較	1倍	2倍	0倍	1倍
うち、就労継続支援A型	4人	2人	0人	0人
実績(4人)との比較	1倍	0.5倍	0倍	0倍
うち、就労継続支援B型	2人	4人	2人	1人
実績(1人)との比較	2倍	4倍	2倍	1倍
就労定着支援事業の利用者数	5人	0人	0人	1人
就労定着支援事業の就労定着率	80%	—	—	—

【国の基本指針】

令和8年度における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本として設定することとしています。

また、この目標値を達成するため、以下のとおりに定めることとしています。

福祉施設から一般就労への移行者数	令和3年度実績の1.28倍以上
うち、就労移行支援	令和3年度実績の1.31倍以上
うち、就労継続支援A型	令和3年度実績の1.29倍以上
うち、就労継続支援B型	令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	令和8年度中に就労移行支援事業所の5割以上
就労定着支援事業の利用者数	令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上
令和8年度の就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	2割5分以上

【第7期計画での成果目標】

令和8年度の成果目標については、令和3年度と令和4年度の実績の平均を使って、国の基本指針を参考に設定し、令和11年度の成果目標については、令和8年度の実績が継続するものとして設定しました。

就労移行支援事業等を通じた福祉施設から一般就労への移行者数	成果目標	
	令和8年度	令和11年度
項目		
福祉施設から一般就労への移行者数	8人	8人
令和3年度と令和4年度実績の平均(5人)との比較	1.6倍	1.6倍
うち、就労移行支援	2人	2人
実績平均(1人)との比較	2倍	2倍
うち、就労継続支援A型	2人	2人
実績平均(1人)との比較	2倍	2倍
うち、就労継続支援B型	4人	4人
実績平均(3人)との比較	1.3倍	1.3倍

目標実現に向けた取組

- 一般就労への移行を希望する方が、適切なサービスや就労に関する相談機関につながるよう、事業所や相談員と連携を取りながら、各種制度などの周知に努めます。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

【第6期計画での達成状況】

- 児童発達支援センターについて、圏域で北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園を設置しています。
- 医療的ケア児支援のための協議の場について、令和元年度から北播磨障がい福祉ネットワーク会議医療的ケア児支援部会を設置しています。
- 保育所等訪問支援を利用できる体制構築について、圏域で北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園を設置しています。
- 主に重症心身障害児*を支援する児童発達支援事業所の確保について、圏域で北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園を設置しています。
- 障害のある児童生徒が、多くの時間を過ごす学校と福祉の連携をより強くするための協議の場及び身近な相談の窓口として発達サポートセンター「はぴあ」を設置しています。

項目	成果目標	実績値		
	令和5年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末 (見込み)
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの事業所数	1か所	0か所	0か所	0か所
主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援の事業所数	1か所	0か所	0か所	0か所

【国の基本指針】

障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制を構築するとともに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を確保することとしています。

主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの事業所数	令和8年度末までに、各市町村又は圏域に1か所以上
主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援の事業所数	令和8年度末までに、各市町村又は圏域に1か所以上

【第7期計画での成果目標及び活動指標】

国の基本指針どおりに設定しました。

項目	成果目標/活動指標	
	令和8年度末	令和11年度末
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	構築済み	構築済み
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの事業所数	1か所	1か所
主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援の事業所数	1か所	1か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	1人

目標実現に向けた取組

- 主に重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる放課後等デイサービス事業所の整備を推進します。
- 家族支援を含めた医療的ケア児の「育ち」や「暮らし」の支援に当たって、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の多職種が協働できるよう支援の調整を図るコーディネーターを配置します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【第6期計画での達成状況】

項目	活動指標	実績値		
	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	60件	50件	31件	20件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	2件	0件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	5回	14回	15回	16回

【国の基本指針】

令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤を開発・改善することとしています。

【第7期計画での成果目標】

国の基本指針を参考に設定しました。

項目	成果目標	
	令和8年度	令和11年度
基幹相談支援センターの設置	設置	設置
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	確保	確保
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	一部実施	実施

目標実現に向けた取組

- 地域の相談支援の拠点として、基幹相談支援事業を開始し、地域の相談支援事業所の人材育成に努めます。また、地域での生活を支えるために地域課題を明確にし、課題解決に向けた体制整備を目指します。

（7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

【第6期計画での達成状況】

項目	活動指標	実績値		
	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	22人	9人	19人	22人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無	有	無	無	無

【国の基本指針】

令和8年度末までに、サービスの質向上のための体制を構築することとしています。

【第7期計画での成果目標】

国の基本指針どおりに設定しました。

項目	成果目標	
	令和8年度	令和11年度
サービスの質の向上を図るための体制構築	構築	構築

目標実現に向けた取組

- 利用者のニーズも多岐にわたり、また障害福祉サービスも多様化し、制度改正も頻繁に行われています。市職員が兵庫県や専門機関が主催する研修会に積極的に参加し、利用者や市内相談支援事業所に適切な情報を提供するよう努めます。

(8) その他率先取組指標

【第6期計画での達成状況】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
障害者就労施設等からの物品等の優先調達件数	目標値	8件	8件	8件
	実績値	14件	14件	14件
障害者就労施設等からの物品等の優先調達額	目標値	820千円	825千円	828千円
	実績値	969千円	1,041千円	1,041千円

【第7期計画での指標】

項目	目標値	
	令和8年度末	令和11年度末
障害者就労施設等からの物品等の優先調達件数	14件	14件
障害者就労施設等からの物品等の優先調達額	900千円	930千円

目標実現に向けた取組

- 障害者優先調達推進法により、国や地方公共団体等は障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するように努めることとされています。本市においても「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定めて優先的な調達を推進し、施設等で就労する障害のある人の自立促進を図ります。

第3章 障害福祉サービスの整備

1. 障害福祉サービスの実績と見込み

(1) 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援などをします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人のために、居宅介護など複数の障害福祉サービスを組み合わせて支援します。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み					
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護	実利用者数	人/月	23	30	31	31	31	31	31	31	31
	延利用時間	時間/月	200	271	290	290	290	290	290	290	290
重度訪問介護	実利用者数	人/月	1	1	2	2	2	2	2	2	2
	延利用時間	時間/月	17	56	121	121	121	121	121	121	121
同行援護	実利用者数	人/月	6	5	5	5	5	5	5	5	5
	延利用時間	時間/月	58	70	70	70	70	70	70	70	70
行動援護	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

○訪問系サービスは、市内の事業所が少ないため、市外の事業所も利用しながらサービスの提供を行っています。今後の地域生活への移行推進を踏まえ、サービスに対するニーズは高まると予想されるため、在宅生活を維持できるよう、利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービス量の供給に努めます。

- 利用者のニーズに対応できるよう、ヘルパーの育成と確保に努めるとともに、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制を充実します。
- 利用者が安心して質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して、指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援 【新設】	就労移行支援や就労継続支援といった「就労系障害福祉サービス」を利用する前に、当事者が事業者と共同して就労アセスメントを行うことで、より適切なサービスを選択できるようサポートを行います。 (令和7年度10月から制度創設予定)
就労移行支援	一般企業で働くことを希望する人に、一定の期間、必要となる知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援	一般企業で働くことが難しい人に、支援を受けながら働く場を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	一般就労へ移行した障害のある人が、就労にともなう環境の変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。
療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う人が病気や心身の休息が必要な場合、短期間、施設へ入所できます。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み					
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
生活介護	実利用者数	人/月	82	90	96	98	100	102	104	106	108
	延利用者数	人日/月	1,605	1,744	1,849	1,880	1,920	1,960	2,000	2,040	2,080
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	延利用者数	人日/月	0	0	0	23	23	23	23	23	23
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	人/月	0	1	3	1	1	1	1	1	1
	延利用者数	人日/月	0	26	60	26	26	26	26	26	26
就労選択 支援	実利用者数	人/月	-	-	-	-	5	10	10	10	10
	延利用者数	人日/月	-	-	-	-	6	12	12	12	12

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み					
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就労移行支援	実利用者数	人/月	2	3	6	6	6	7	7	8	8
	延利用者数	人日/月	30	42	85	90	90	105	105	120	120
就労継続支援A型	実利用者数	人/月	14	17	16	18	19	20	21	22	23
	延利用者数	人日/月	276	322	315	360	380	400	420	440	460
就労継続支援B型	実利用者数	人/月	128	137	141	146	151	157	163	171	178
	延利用者数	人日/月	2,073	2,224	2,309	2,373	2,460	2,556	2,662	2,778	2,906
就労定着支援	実利用者数	人/月	0	0	1	1	1	1	1	1	1
療養介護	実利用者数	人/月	5	5	5	5	5	5	5	5	5
短期入所(ショートステイ)	実利用者数	人/月	19	24	27	28	30	32	34	36	38
	延利用者数	人日/月	68	100	106	100	105	110	115	120	125
	市内事業所数	か所	1	1	1	1	1	2	2	2	2

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

- 特別支援学校の卒業生や在宅の重度障害者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、サービス提供事業所の確保や、日中活動系サービスの拡充に努めます。
- 地域で自立した生活を送るために、一般就労に必要な訓練を受けることができる就労移行支援や、就労後も障害の特性に沿った環境で仕事が続けられるよう、北播磨障害者就業・生活支援センター、ハローワーク及び北播磨圏域の就労関係事業所との連携を強化し、就労定着支援の利用を推進します。
- 短期入所については、緊急時や介護者のレスパイトケアによる利用者のニーズを把握しながら必要量を見込みます。
- 医療的ケアを必要とする人が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援体制の充実を図ります。

(3) 居宅系サービス

サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人で、共同生活を行う住居で相談、入浴、排せつ、食事等の介助、その他の日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしの移行を希望する精神障害者や知的障害者等について、一定期間にわたる定期的な巡回訪問や随時の対応により、本人の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み					
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
施設入所 支援	実利用者数	人/月	50	53	55	55	54	54	53	53	52
共同生活援助 (グループ ホーム)	実利用者数	人/月	26	28	31	33	36	38	41	44	46
	市内定員数	人	20	20	20	24	24	29	29	29	29
	市内グループ ホーム数	か所	4	4	4	5	5	6	6	6	6
自立生活 援助	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

- 施設入所支援については、国の基本的な方向性では、施設入所者の地域生活への移行が示されていますが、家族の高齢化などによる家族介護力の低下などから、新たな入所希望者も増えている状況です。施設入所が必要な人の状況やニーズを把握しながら、真に入所を必要とする人の待機状態の解消を図ります。
- グループホームについては、施設入所者の地域移行の受け皿として、また、家族の高齢化などによる需要が高まっているため、関係機関や事業所と連携を強化しながら、障害福祉サービス事業者等に対し、グループホームの開設を働きかけます。
- 平成30年4月から自立生活援助のサービスが始まりましたが、利用者がいない状況が続いています。障害者支援施設等から一人暮らしへの移行を希望する障害のある人のニーズを把握しながら、必要なサービスの提供に努めます。

(4) 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	指定特定相談支援事業者が、障害福祉サービスを利用するに当たっての「サービス等利用計画*案」を作成します。市は、この計画案を勘案し、支援決定を行います。また、支援決定後は、指定特定相談支援事業者が、少なくとも年1回は計画の見直し（モニタリング）を行い、サービスが適当かを検討します。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院などに入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅の一人暮らしをしている障害のある人に対し、夜間も含めた緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み					
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援	実利用者数	人/月	52	64	72	80	88	96	104	112	120
地域移行支援	実利用者数	人/月	0	0	0	1	1	2	1	1	2
地域定着支援	実利用者数	人/月	0	0	0	0	1	1	1	1	1

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

- 地域移行支援や地域定着支援については、障害のある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、北播磨圏域内の精神科病院及び地域移行支援・地域定着支援事業所と連携してサービスの提供体制の確保に努め、積極的な利用を促します。

第4章 地域生活支援事業の整備

1. 必須事業の実績と見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害者（児）への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

サービス名	単位	第6期 実績			第7期 見込み					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有

見込量の確保のための方策

○理解促進研修・啓発事業については、障害に対する理解を深める研修会を開催するとともに、障害の特性や合理的配慮に関する啓発を実施します。

(2) 自発的活動支援事業

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障害者（児）やその家族、地域住民等による自発的な取組（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）を支援します。

サービス名	単位	第6期 実績			第7期 見込み					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有

見込量の確保のための方策

○自発的活動支援事業については、精神障害者ボランティア活動支援事業を実施し、貴重な地域資源であるボランティアの養成や活動を支援します。また、知的障害者の自発的活動支援事業を「手をつなぐ育成会」に委託し、当事者の自主性を育て、地域との交流を図る活動を支援していきます。

(3) 相談支援事業

サービス名	内容
障害者相談支援事業	3障害（身体・精神・知的）の就労、生活支援などの問題について相談に応じるとともに必要な情報の提供、助言等の支援を行います。
基幹相談支援センター	3障害（身体・精神・知的）の相談を総合的に行うとともに、地域の相談支援の拠点として、相談支援事業者間の連絡調整、関係機関との連携強化、地域移行・地域定着の促進を行います。（令和6年度より開始予定）
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援センターに、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職員を配置し、相談支援機能を強化します。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援及び家主等への相談・助言を行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み					
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者相談支援事業	実施か所数	か所	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆
基幹相談支援センター	設置の有無		無	無	無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無		有	有	有	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無		無	無	無	無	無	無	無	無	無

見込量の確保のための方策

○基幹相談支援センターの役割を担う相談支援事業を開始し、相談支援体制の充実を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス名	内容
成年後見制度 利用支援事業	障害などの理由で判断能力が十分でない人の権利と財産を守る成年後見制度の利用のための支援を行います。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

サービス名	単位	第6期 実績			第7期 見込み					
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 人/年	2	2	4	5	15	20	20	20	20
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

- 障害のある人が安全で安心した日常生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用が必要な障害者の把握や、関係機関との連携強化に努め、制度の周知と利用促進及び利用支援体制の充実を図ります。
- 成年後見支援センターを設置し、更なる制度の周知と利用促進及び利用支援体制の整備を進めるとともに、利用支援事業の拡充を図ります。
- 後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するため、北播磨圏域と連携して、法人に対する研修会を開催するなど、法人後見の活動を支援します。

成年後見制度とは

成年後見制度とは、知的障害や認知症等の要因により、自分で判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産管理や、身の回りの介助のための介護サービス又は施設への入所などに関する契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭うおそれもあります。このような判断能力が十分でない人を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理や契約行為などの支援を行います。

(5) 意思疎通支援事業

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者（児）が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、及び聴覚、言語機能障害を持つ人とコミュニケーションを図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。
手話通訳者設置事業	聴覚障害等により意思疎通に手話が必要な人に、事務手続の利便を図るため、市役所に手話通訳者を設置します。
手話通訳者・要約筆記者養成事業	聴覚障害のある人の意思疎通を支援し、社会参加を促進するため、手話通訳者及び要約筆記者を養成する講座を開催することで、市の登録者として育成し、意思疎通支援者派遣事業の充実を図ります。
失語症者向け意思疎通支援事業	意思疎通支援者の派遣を通じて、失語症者の社会参加の促進を図ります。（令和6年度より開始予定）

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み					
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	手話通訳者利用件数	件/年	112	104	100	100	100	100	100	100	100
	要約筆記者利用件数	件/年	4	7	10	10	10	10	10	10	10
	全体	件/年	116	111	110	110	110	110	110	110	110
手話通訳者設置事業	設置人数	人/年	2	2	2	2	2	2	2	2	2
手話通訳者・要約筆記者養成事業	登録手話通訳者数	人	7	8	9	9	10	10	10	10	11
	登録要約筆記者数	人	7	6	7	7	8	8	8	8	9
失語症者向け意思疎通支援事業	利用人数	人	-	-	-	2	2	2	2	2	2

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、聴覚障害者などさまざまな対象者に合わせた意思疎通支援方法を確保する必要があり、今後も聴覚障害者等の社会参加促進のため、養成研修の充実と参加者の増進を図ります。
- 手話通訳者を2名設置していますが、今後も体制維持に努めます。
- 令和6年度から失語症者向け意思疎通支援事業を開始するとともに、周知・啓発及び利用促進を図ります。

(6) 日常生活用具給付等事業

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、移動用リフト、入浴補助用具など
自立生活支援用具	T字状・棒状の杖、頭部保護帽、聴覚障害者用屋内信号装置など
在宅療養等支援用具	ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、盲人用体重計など
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用拡大読書器、人工喉頭、点字図書など
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつなど
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	手すりの取付け、段差の解消、引き戸等への扉の取替えなど

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み					
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
介護・訓練 支援用具	給付件数	件/年	5	4	2	3	3	3	3	3	3
自立生活 支援用具	給付件数	件/年	0	3	2	3	3	3	3	3	3
在宅療養等 支援用具	給付件数	件/年	3	2	5	4	4	4	4	4	4
情報・意思疎通 支援用具	給付件数	件/年	16	17	18	71	71	71	71	71	71
排泄管理 支援用具	給付件数	件/年	852	850	852	948	948	948	948	948	948
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	給付件数	件/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

- 障害のある人が自力で在宅生活を営めるよう、各用具に関する情報を提供し、普及を促進するとともに、必要なサービスの提供に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み					
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	人/年	13	13	13	15	15	15	15	15	15

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

○手話ボランティア・通訳者の育成のための講座を継続して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます。

(8) 移動支援事業

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み					
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
移動支援事業	利用者数	人/年	15	17	20	21	22	23	24	25	26
	延利用時間	時間/年	1,476	1,677	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050	2,100

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

○移動支援を実施している事業所は市内に1か所のみとなっていますが、最近では市外の事業所を利用される方も増えています。今後も、利用ニーズに応じたサービスの提供体制の確保に努めます。

(9) 地域活動支援センター事業

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターは、障害者の地域生活を支援する法人が創作的活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流促進、また、サービス類型に応じた訓練や啓発を行う場所です。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み					
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域活動支援センター事業	実施か所数	か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実人数	人/年	9	9	8	10	10	10	10	10	10

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

- 地域活動支援センターを実施している事業所は市内に1か所のみとなっていますが、今後も創作的活動や生産活動の機会の提供、また、地域社会との交流促進のため、事業所支援を実施していきます。

2. 任意事業の実績と見込み

(1) 日常生活支援

サービス名	内容
福祉ホームの運営補助	常時の介護・医療を必要としない障害のある人で、単独で生活する力はあるが、家庭環境等の事由で住居の確保が困難な人に居室を提供する福祉ホームの運営費を補助します。
訪問入浴サービス	身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
生活訓練等	障害のある人に対して、日常生活に必要な訓練や指導を行い、社会参加、社会復帰を支援します。
日中一時支援事業	日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者(児)について、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ることを目的として実施します。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み					
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉ホームの運営補助	事業所数	か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実人数	人/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1
訪問入浴サービス	延利用回数	回/年	130	86	76	72	72	72	72	72	72
	実施か所数	か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1
生活訓練等	事業数	か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実利用人数	人/年	18	22	23	24	25	26	27	28	29
日中一時支援事業	延利用回数	回/年	793	1,045	1,100	1,150	1,200	1,250	1,300	1,350	1,400

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

- 福祉ホームについては、1事業所に対して助成を行っていますが、利用者が見込まれるため、助成を継続していきます。
- 訪問入浴サービスは、利用者のニーズに合わせたサービス提供体制を維持します。
- 生活訓練等については、障害のある人の社会復帰を支援するために、加東市障害者相談支援センターが実施し、参加しやすい環境を整えるために、必要な利用者への送迎サービスを継続して実施します。
- 日中一時支援については、緊急時や介護者のレスパイトケアによる利用者のニーズを把握しながら必要量を見込みます。

(2) 社会参加支援

サービス名	内容
レクリエーション活動等支援	スポーツやレクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、余暇活動等の機会を提供するため、スポーツ教室や運動会等を開催し、社会参加を促進します。
自動車運転免許取得・改造費助成	身体障害者の就労等を目的とした自動車運転免許の取得や、自らが運転するために、所有する自動車の操行・駆動装置（ブレーキ・アクセルなど）を改造する費用を一部助成します。
意思疎通支援事業共同実施	手話通訳者・要約筆記者の養成研修について、北播磨圏域の市町で共同実施し、効率的に研修を開催します。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み					
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
レクリエーション活動等支援	開催回数	回/年	0	2	2	2	2	2	2	2	2
	参加人数	人/年	0	79	90	90	90	90	90	90	90
自動車運転免許取得・改造費助成	助成件数	件/年	2	2	2	2	2	2	2	2	2
意思疎通支援事業共同実施	講座数	講座	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	修了者数	人/年	10	12	6	6	6	6	6	6	6

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

- レクリエーション活動等支援事業については、身体障害者福祉協議会に委託して、障害のある人が主体となって企画するスポーツ教室や「加東市ふれあいパラ伝ピック」を開催することにより、障害のある人がスポーツに触れる機会を提供し、交流や社会参加が図れるよう支援します。
- 自動車運転免許取得・改造費助成については、利用ニーズを勘案しながら必要なサービス提供に努め、社会参加を支援します。
- 意思疎通支援事業の共同実施については、北播磨圏域の市町で手話通訳者養成講座や要約筆記養成講座を共同開催し、効率的かつ効果的に圏域の意思疎通支援者の要請を図ります。

(3) 就業・就労支援

サービス名	内容
更生訓練費給付	就労移行支援又は自立訓練事業を利用している非課税世帯の障害のある人に、訓練に必要な消耗品等又は通所に係る経費の一部を助成する更生訓練費を支給し、社会復帰を支援します。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み					
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
更生訓練費給付	実給付者数	人/年	0	1	1	1	1	1	1	1	1

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

○就労移行支援者の利用者の社会復帰を支援します。

第5章 障害児通所支援等の整備

1. 障害児通所支援等の実績と見込み

サービス名	内容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等 デイサービス	就学児を対象に、学校終了後又は休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	療育経験のある専門職員が利用ニーズに応じて保育所や小学校などを訪問し、集団での生活に特別な支援が必要な児童に対し、集団生活に適応できるように支援します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にあり、外出することが著しく困難で通所支援を利用できない児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを支援します。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用しようとする児童やその保護者に対し、障害児支援利用計画*の作成やサービス事業者との連絡調整などを支援します。

サービス名	単位		第2期 実績			第3期 見込み					
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童発達支援	実利用者数	人/月	32	33	34	54	56	59	60	62	63
	延利用時間	時間/月	190	204	210	323	335	353	359	371	377
医療型児童発達支援	実利用者数	人/月	17	21	18	↑福祉型・医療型の一元化により、「児童発達支援」の見込については、「医療型児童発達支援」を合算した数値になっています。					
	延利用時間	時間/月	97	105	101						
放課後等 デイサービス	実利用者数	人/月	65	70	81	85	90	95	100	105	110
	延利用時間	時間/月	863	855	979	1,020	1,080	1,140	1,200	1,260	1,320
保育所等 訪問支援	実利用者数	人/月	1	1	3	4	5	6	6	7	7
	延利用時間	時間/月	1	1	5	6	7	9	9	10	10
居宅訪問型 児童発達支援	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	延利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0	2	2	2
障害児相談支援	実利用者数	人/月	29	32	34	37	40	43	46	49	52

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

- 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築します。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用者のニーズに合わせ、必要な支援を受けることができるよう、サービスの質的向上を推進し、見込量に応じた適切な事業所数の確保を図ります。
- 保育所等訪問支援については、学校等関係機関との連携を図り、ニーズに応じたサービス提供に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援については、利用がない状況が続いていますが、サービス内容の周知と提供体制の確保に努めます。
- 障害児相談支援については、サービス利用者の増加に伴い、件数の増加を見込んでいます。

第4部 計画の推進と評価

第1章 計画の推進と評価に向けて

1. 進行管理体制の確立

本計画は、社会福祉課が中心となり、関係部局、関係機関・団体、当事者などと連携を図りながら、総合的かつ効果的に計画を推進します。

庁内の推進体制として、年度ごとに本計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより円滑な推進に努めます。

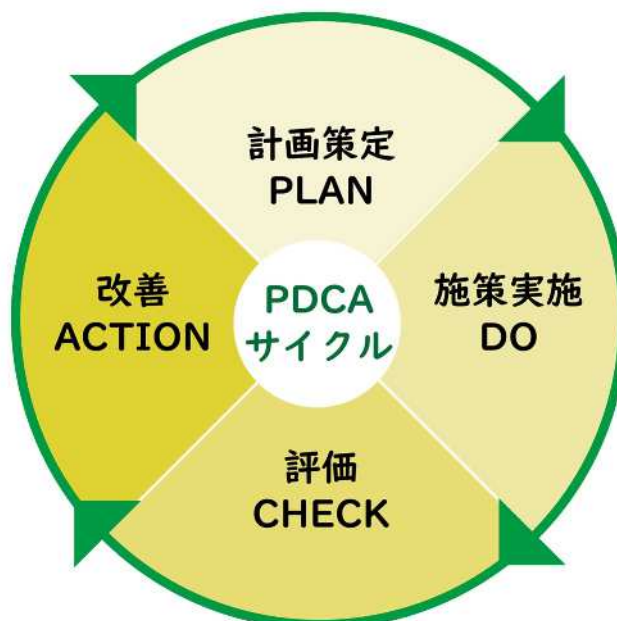
2. 計画の進捗管理

本計画に基づく施策を計画的に推進するため、「加東市障害者支援地域協議会」において、本計画の進捗状況について、評価・検証を行います。また、計画の策定期間に関わらず、国や県の動向や社会情勢の変化などに対し、計画の修正・見直しを適宜行います。

なお、本計画の進捗状況の評価結果については、広く市民に公表します。

3. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

障害者権利条約の「根拠に基づく政策立案」(Evidence-Based Policy Making) を目指して、具体的、客観的なデータに基づく施策の立案を行うとともに、計画(plan)、実施(do)、評価(check)、改善(action)のPDCAサイクルを構築し、具体的な目標設定や達成度の評価、根拠に基づく改善等を行い、効果的・効率的な障害者施策を推進します。



4. 地域での障害者理解を深めるための啓発と協力体制の構築

地域住民や学校、企業等に対し、障害に対する正しい知識の普及啓発に努め、障害者理解の促進を図るとともに、共生社会の実現を目指して地域の協力体制の構築に努めます。

また、本計画を推進し、障害のある人のニーズにあった施策を展開するためには、障害者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、地域関係団体及び障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等との協力が不可欠です。それらの関係団体及び事業所等と相互に連携を図り、本計画の着実な推進に取り組みます。

5. 北播磨圏域での連携の方策

国の基本方針が示す目標の実現に向けて、地域生活支援拠点の整備など、本市だけでは困難な取組があるため、北播磨圏域での実現も視野に入れて、圏域の市町や関係機関と協力・連携を強化し、取組を推進していきます。

資料編

1. 計画策定の経過

日時	内容
令和4年11月18日 ～令和4年12月5日	加東市障害者計画等に関するアンケート調査の実施
令和5年6月19日	令和5年度 第1回加東市障害者支援地域協議会 (1) アンケート結果から見える加東市の課題 (2) 加東市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る進捗状況について
令和5年9月4日	令和5年度 第2回加東市障害者支援地域協議会 (1) 加東市障害者基本計画(素案)について
令和5年11月6日	令和5年度 第3回加東市障害者支援地域協議会 (1) 加東市障害者基本計画(案)について (2) 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画(案)について
令和5年12月15日 ～令和6年1月15日	パブリックコメントの実施
令和6年2月29日	令和5年度 第4回加東市障害者支援地域協議会

2. 加東市障害者支援地域協議会委員名簿

氏名	選出団体等	職名
石倉 健二	国立大学法人兵庫教育大学	委員長
森下 智行	一般社団法人 小野市・加東市医師会	副委員長
梶本 俊也	社会福祉法人 加東市社会福祉協議会	
神納 伸午	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団 (北播磨障害者就業・生活支援センター)	
竹内 司	加東市民生児童委員連合会	
石原 敬三	加東市身体障害者福祉協議会	
渡邊 尚樹	特定非営利活動法人 Cielo	
大西 ひとみ	加東市手をつなぐ育成会	
百田 雅樹	兵庫県北播磨県民局 (加東健康福祉事務所)	
小林 茂	加東市教育委員会 (こども未来部発達サポートセンター)	
丸山 正人	一般公募	
安田 末子	一般公募	

(順不同・敬称略)

令和5年4月1日現在

3. 加東市障害者支援地域協議会設置要綱

平成 25 年 3 月 28 日

告示第 28 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項の規定による加東市障害者基本計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 88 条第 1 項の規定による加東市障害福祉計画及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 の規定による加東市障害児福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 3 条の規定に基づく施策及び計画に定める施策の推進を図るため並びに障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会として、加東市障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定について必要な事項の調査審議に関すること。
- (2) 計画に基づく施策に関する進捗状況の確認、事業の評価及び提言に関すること。
- (3) 障害を理由とする差別に関する相談並びに紛争の防止及び解決のための取組を行うネットワークの構築に関すること。
- (4) 障害者総合支援法第 89 条の 3 第 2 項に規定する協議事項等に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公共的団体の役員又は職員
- (3) 各種団体の代表者又はその団体が推薦した者
- (4) 当事者又はその家族
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 一般公募による市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 市長は、委員が任期途中で欠けたときは、補欠の委員を委嘱し、又は任命するものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 協議会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員長（その職務を代理する副委員長を含む。）が定まっていないときは、市長が招集する。

2 協議会の議長は、委員長がこれに当たる。

3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、必要な資料の提出を求めることができる。

(連絡会)

第 8 条 協議会の協議事項を関係機関等に連絡し、情報共有を図るため、協議会に連絡会を置く。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以後初めて委嘱する委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 27 年 6 月 12 日告示第 82 号)

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の加東市障害者支援地域協議会設置要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以後初めて委嘱され、又は任命される委員の任期は、改正後の要綱第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 29 年 2 月 27 日告示第 12 号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(加東市障害者計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 加東市障害者計画策定委員会設置要綱（平成 20 年加東市告示第 21 号）は、廃止する。

附 則 (平成 29 年 5 月 19 日告示第 84 号)

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 7 月 20 日告示第 97 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日告示第 46 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

4. 用語解説（50音順）

【あ行】

医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入、痰の吸引、導尿補助などの医療行為。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、新生児集中治療管理室等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児のこと。

インクルージョン

人々を孤独や孤立から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるように、社会の構成員として包み込み、支え合うこと。

【か行】

ガイドヘルパー

屋外での移動が困難な障害者に対する外出時の異動の介助を行う人。

義務教育学校

2016年に制定された小学校～中学校の義務教育を一貫して行う新たな学校の仕組みであり、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校のこと。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされている。

基本指針

障害者総合支援法第87条及び児童福祉法第33条の19に規定する厚生労働省の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示395号）。これにより、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたっては、障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標等を設定することとされている。

権利擁護

知的障害や精神障害、認知症などのため、自ら権利主張や権利行使をすることができない状態にある方に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行うこと。

高次脳機能障害

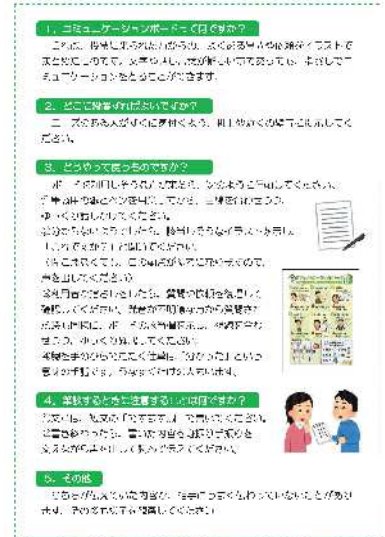
事故や疾病などによる脳損傷が原因で、記憶障害、注意障害、社会的行動障害等の認知障害を発症し、日常生活や社会生活への適応が困難となる障害。

合理的配慮

障害のある人となない人が、平等にすべての人権・基本的自由を享受し、行使できるように必要な配慮（変更・調整）のことで、過度の負担を課さないもの。

コミュニケーションボード

聴覚障害、音声・言語機能障害、精神障害、知的障害、発達障害のある方、高齢等により会話が困難な方、日本語での会話が困難な外国の方など、話し言葉によるコミュニケーションが難しい方たちが絵や文字を指さして使用するコミュニケーションツールのこと。



【さ行】

サービス等利用計画

障害福祉サービスを利用する場合に必要な個別の支援計画。障害者の自立した日常生活を支えるために、本人の心身の状況や環境、サービスの利用に関する意向等を尊重して作成。指定相談支援事業所が作成して市町村へ提出すると、これを基にサービスの支給決定が行われる。

サポートファイル

特別な支援を要する児童生徒を対象に、一貫性のある支援を行うため、学校での支援計画や日常生活における関わり方等を記録したもの。園や学校、保護者が一緒になって必要な情報をまとめ、進学先の学校等に引き継いでいくことで、長期的に子どもの成長・発達を支える大切なツールとなる。



社会福祉協議会

地域福祉の推進を図るために、すべての市区町村に配置されている民間の福祉団体。地域住民ボランティアや保健・福祉等の関係者、行政機関等の参加・協力を得ながら活動している。

重症心身障害児

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した児童（18歳未満）。

手話通訳者

所定のカリキュラムを経て、手話で言語・聴覚障害者の通訳をすることができるとして、県で認定された通訳者。

手話奉仕員

所定のカリキュラムを経て、手話での日常生活が可能となり、言語・聴覚障害者へのコミュニケーション支援ができる人。

障害支援区分

障害の多様な特性、心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを、総合的に示す区分。障害の程度により、区分1から区分6に認定される。

障害児支援利用計画

障害児が障害児通所支援を利用する場合に、障害の状況や環境、本人や保護者の要望に応じて作成する総合的な支援計画。

障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

障害者の人権及び基本的自由の享受を確保し、固有の尊厳を促進することを目的として、必要な措置等を定めた条約。

障害者就業・生活支援センター

障害者の職業的自立を図るために、地域の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に適応・定着するための支援や、日常生活や地域生活に関する助言などの相談支援を行う機関。障害者雇用促進法に基づいて、県知事が指定した社会福祉法人等が運営する。

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実、難病患者への支援など、障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するための法律。障害者自立支援法を改正・改称し、平成25年4月から施行。

障害者優先調達法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）

障害者の自立促進のために、国や地方公共団体等が障害者就労施設等から優先的に物品等を調達する責務などについて定めた法律。

小児慢性特定疾病

児童（18歳未満）が幼少期に発症し、長期の治療・療育が必要となる慢性の疾病で、厚生労働大臣が認定した疾病。医療費の助成制度のほか、日常生活用具の給付制度がある。

ジョブコーチ

障害者が職場に適應できるように一緒に職場に出向いて直接支援を行う専門職（職場適應援助者）。障害者が就職する際の支援だけでなく、雇用後の職場適應や、事業主や従業員に対する助言や提案も行い、障害者の職場定着を図る。

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神疾患を有する人に対する精神通院医療、身体障害者手帳の交付を受けた障害者（18歳以上）に対する更生医療、身体に障害を有する児童に対する育成医療がある。

スクールアシスタント

通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒が、仲間と共に学び、生活できるように特別な支援を行う介助員。担任の指導の下、個別支援を行う。

成年後見制度

知的障害、精神障害、発達障害、認知症などにより、判断能力が不十分な人を保護、支援するための制度。家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人の利益を守るために、財産の管理や契約などの法律行為を援助する。

相談支援専門員

障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画の作成や、地域生活への移行・定着に向けた支援など、障害者に対する全般的な相談支援を行う専門員。

【た行】

地域生活支援拠点

障害者の重度化・高齢化や親亡き後に備えて、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように住居支援（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の機能を切れ目なく提供できる仕組み。

地域生活支援事業

障害福祉サービスとは別に、都道府県・市町村が地域の実情や利用者の状況に応じて行うことができる事業で、日常生活用具の給付や手話通訳者・要約筆記者の派遣、移動支援、日中一時支援などがある。

通級指導

通常の学級に在籍し、その学級の学習におおむね参加できるが、言語障害、難聴、弱視、発達障害などの障害に応じた特別な指導も平行して受ける必要がある児童生徒が、特別な教育課程によって受ける指導。

デリコラ

「デリバリーコラボレーション」(専門家派遣型教育相談)の略。専門家が現場に出向き、支援の必要な児童生徒の授業での様子を観察し、担任をはじめ関係職員への指導・助言を行う。

特別支援学校

肢体不自由児、知的障害児、聴覚障害児、視覚障害児に対し、幼稚園、小・中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による生活や学習上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識・技能を授けることを目的とする学校。

特別支援教育

障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、児童生徒の個々の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導と必要な支援を行う教育。

【な行】

難病

原因不明で治療方法が確立されておらず、後遺症を残すおそれが多い慢性疾患。難病法により指定された指定難病に対しては、医療費の助成制度がある。また、障害者総合支援法の対象となる難病患者については、障害者と同じく障害福祉サービス等の利用が可能。

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

【は行】

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの（発達障害者支援法第2条）。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障害の除去という意味でも用いられる。

避難行動要支援者

災害時に自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人。

福祉的就労

一般企業等での就労が困難な障害のある人に、障害福祉サービス事業所等において就労の場を提供するとともに、知識と能力の向上のために必要な訓練を行う。

福祉有償運送

介護を必要とする障害者や高齢者など、単独で公共交通機関の利用が困難な人に対し、NPO法人や社会福祉法人等の非営利法人が、自家用自動車を使用して、低額でドア・ツー・ドアの個別輸送を行うサービス。

補装具

身体機能の障害による困難を補うことにより、日常生活能力の回復に寄与する器具のこと。盲人用安全杖、補聴器、車いす、義肢など。

【や行】

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように、都市や生活環境をデザインする考え方。

要約筆記者

聴覚障害者等に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳者。ノートに書いたり、パソコンで入力したり、スクリーンに投影する方法がある。話の内容を的確に要約して書く必要があるため、所定の講習を受けて、技術を習得する必要がある。

【ら行】

療育

障害児の発達を促進し、自立して生活できるように、早期に行われる医療と保育・教育。

リハビリテーション

障害者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害者のライフステージのすべての段階において、全人間的復権に寄与し、障害者の自立と参加を目指すとの考え方。

加東市障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

発行日 令和6年3月

発行 加東市

編集 加東市健康福祉部社会福祉課

〒673-1493

兵庫県加東市社50番地

TEL : 0795-43-0409 FAX : 0795-42-6862

URL : <https://www.city.kato.lg.jp/>